

1 1 議案第 1 5 号関係

おいらせ町後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行
（保険料を徴収すべき被保険者） 第 3 条 町が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。 (1) 町に住所を有する被保険者 (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第 1 項 <u>（法第55条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）</u> の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等 <u>（法第55条第 1 項に規定する病院等をいう。以下同じ。）</u> に入院等 <u>（法第55条第 1 項に規定する入院等をいう。以下同じ。）</u> をした際、町に住所を有していた被保険者 (3) 法第55条第 2 項第 1 号 <u>（法第55条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）</u> の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている 2 以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、町に住所を有していた被保険者 (4) 法第55条第 2 項第 2 号 <u>（法第55条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）</u> の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に<u>行っ</u><u>た法第55条第 2 項第 2 号</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、町に住所を有していた被保険者 <u>(5) 法第55条第の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受け、これらの規定により町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者</u> 附 則 この条例は、平成20年4月1日から施行する。	（保険料を徴収すべき被保険者） 第 3 条 町が保険料を徴収すべき被保険者は、次の各号に掲げる被保険者とする。 (1) 町に住所を有する被保険者 (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等 <u>（同項に規定する病院等をいう。以下同じ。）</u> に入院等 <u>（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）</u> をした際、町に住所を有していた被保険者 (3) 法第55条第 2 項第 1 号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている 2 以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際、町に住所を有していた被保険者 (4) 法第55条第 2 項第 2 号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に<u>行っ</u><u>た同号</u>に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際、町に住所を有していた被保険者 附 則 <u>（施行期日）</u> <u>第 1 条</u> この条例は、平成20年4月1日から施行する。

改 正 案	現 行
	<u>（平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の納期の特例）</u> <u>第2条 平成20年度における被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期は、第4条第1項にかかわらず、次のとおりとする。</u> <u>第4期 10月1日から同月31日まで</u> <u>第5期 11月1日から同月30日まで</u> <u>第6期 12月1日から同月25日まで</u> <u>第7期 翌年1月4日から同月31日まで</u> <u>2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者に係る普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について第4条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「町長が別に定める」とあるのは、「10月1日以後における町長が別に定める時期とする」とする。</u>